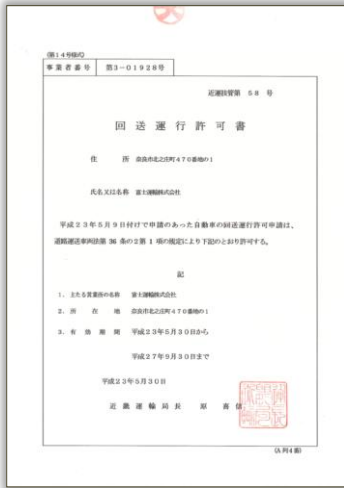


# 国土交通省より『回送運行許可証』(仮ナンバー)の許可を頂きました



- ◎ 回送運行許可は平成17年の法改正により、大きな許可条件として、直近3カ月間の自動車販売台数が36台以上を満たし、それを証明することが必要です。
- ◎ このナンバー自体にに保険が掛かっているため、臨時運行許可に比べ自賠責保険代金が大きく削減できるようになりました。
- ◎ 今後、中古車回送や新車回送での自社対応が可能になりました。



中古車担当 森井啓益

